

「医師・歯科医師・薬剤師調査」の現状に関する検討

—全保健所，全県，保健所設置市アンケート調査—

アイ 藍 マスミ 真澄*1 シマダ 島田 ナオキ 直樹*3 コンドウ 近藤 タケフミ 健文*4 シモカド 下門 ケンタロウ 顕太郎*2

目的 医師・歯科医師・薬剤師調査（以下「三師調査」）においては従来から届出漏れが生じている可能性があることが示唆されている。届出漏れの解消策を講じることが最終目標であるが、本研究では実際の調査上の問題点を明らかにする目的で、全国レベルでの実態調査を行った。

方法 平成14年の三師調査の実施直後に、日本国内582か所の全保健所に対して医師・歯科医師・薬剤師調査に関する業務の実態等についてアンケート調査を実施した。さらに、三師調査の調査票のとりまとめにおいて保健所から厚生労働省までの経路にある都道府県や保健所設置市にも同様のアンケートを実施した。

結果 アンケートの回収率（有効回答率）は保健所78%，設置市77%，都道府県94%と高値であった。本来、有資格者が自ら届け出ることになっているが、保健所に直接調査票をとりよってきた有資格者は、医師，歯科医師，薬剤師の順にそれぞれ全体の0.1%，0.7%，2.4%と非常に少なかった。実際には主に保健所実務者による努力によって届出が維持されていた。また、彼らの努力によっても休職中の有資格者は把握が困難で、そこで生ずる届出漏れが大きな課題と認識されていた。さらに、届出率向上に対しては広報活動が重要であるという認識が示された。調査票の内容についても届出率に影響を与えている可能性が指摘された。

結論 保健所実務者がいかに有資格者を把握し、把握できた有資格者に調査票を提出させるかで届出率が規定される現状が明らかになった。現状の下で、届出漏れの解消策として以下の3点を提言する。

第1点は広報活動として、三師調査が当該有資格者の法律で定められた義務であり、就職の有無にかかわらず届出義務があることを免許を与える時点で強調するとともに、マスメディアなどを通じた広報を行うこと。第2点は調査票の内容について、診療科目の記載について説明文を入れることや、届出義務者のプライバシーに関する項目については必要な理由等を調査票上に説明するなどの改善を図ること。第3点として実際の届出漏れ数を具体的に把握すること、すなわち、有資格者で届出がされていない対象者がある時点で国レベルで医籍などとの突合により調査することである。今後、このような改善により、届出義務者の自発的な届出が誘導されることが重要である。

キーワード 医師・歯科医師・薬剤師調査，届出率，保健所，休職者

* 1 東京医科歯科大学医学部附属病院内科診療系老年病内科医員 * 2 同教授

* 3 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室専任講師 * 4 同客員教授

I 諸 言

医師、歯科医師、薬剤師は、それぞれの関係身分法によって定められた時期（2年ごと）に住所、従事場所等について厚生労働大臣に届出を行うことが義務づけられている（医師法第6条、歯科医師法第6条、薬剤師法第9条）。これらの身分法上、届出は罰則を伴う法律事項とされている。実際には、医師・歯科医師・薬剤師調査（以下「三師調査」という厚生労働省が実施する統計法に基づく届出統計が2年ごとに行われ、その調査票を提出することで届出が行われている。つまり、医師、歯科医師、薬剤師は三師調査の調査票を提出する義務があるということである。しかし、実際には三師調査の調査票提出率（以下「届出率」）が100%ではなく届出漏れが生じていることが従来から指摘されている¹⁾²⁾。三師調査の届出漏れをなくす方策が必要であるが、そのためには現状把握が必要である。

三師調査の実施については保健所が有資格者との接点となり、直接調査票の授受を行っている。保健所は有資格者から受け取った記入済み調査票をとりまとめ、保健所設置市、都道府県を通じて厚生労働省へ送付する。つまり調査票の授受、すなわち届出の実務においては保健所や都道府県などが大きな役割を担っている。しかし、保健所での授受方法や、保健所、東京23区、市および都道府県でのとりまとめや疑義照会などの実態については全国レベルで調査が行われたことがなく、現状は全く不明である。したがって、本研究ではこれらの現状を把握するとともに、今後の調査票配布方法の改善、届出率の向上、さらに標記調査のあり方についての検討に資することを目的として、全保健所、全県、保健所設置市に対してアンケート調査を実施し、検討を行った。

II 方 法

平成14年の三師調査の実施直後に、医師・歯

科医師・薬剤師調査に関する業務の実態などについてのアンケート調査を全保健所に対して実施し、検討を行った。その結果から、さらに精度の高い実態調査とするためには、三師調査の調査票のとりまとめにおいて保健所から厚生労働省までの経路にある都道府県や保健所設置市にも同様のアンケートを実施することが望ましいと考えられたため、保健所を所管する全都道府県と中核市、保健所設置市に対して同様のアンケート調査を実施した。アンケート内容は結果と共に示す。

(1) 調査対象

国内の全保健所（582か所）

全都道府県保健所所管部門（47か所）

中核市と保健所設置市の同部門（43か所）

（調査票のとりまとめにおいて、保健所から厚生労働省までの間に調査票が通過する部門は、都道府県、中核市、保健所設置市、東京23区があるが、東京23区については、実態として所管部門と保健所そのものが同一であることが判明したため、今回のアンケート対象からは除外した）

(2) 調査方法

郵送による自記式調査

(3) 調査日程

全保健所

平成15年2月5日アンケート発送，3月1日回答期日

都道府県、市

平成15年11月10日アンケート発送，12月1日回答期日

III 結 果

(1) 回収率（＝有効回答率）

保健所 78.0%（454/582か所）

市 76.7%（33/43か所）

都道府県 93.6%（44/47か所）

(2) 設問と結果

1) 回答のあった全保健所における調査票の受領枚数の合計 (対象: 保健所)

回答数 440件 (か所)
 医師 202,705枚
 歯科医師 70,878枚
 薬剤師 174,460枚

2) 保健所に直接調査票を受け取りに来た有資格者の人数 (同上)

回答数 440件 (か所)
 医師 216人 (受領枚数比0.1%)
 歯科医師 483人 (同0.7%)
 薬剤師 4,125人 (同2.4%)

3) 保健所に有資格者から直接提出された調査票の枚数 (同上)

回答数 440件 (か所)
 医師 1,163枚 (受領枚数比0.6%)
 歯科医師 929枚 (同1.4%)

図1 保健所実務者による推定届出率 (医師)
 (有効回答 244件)

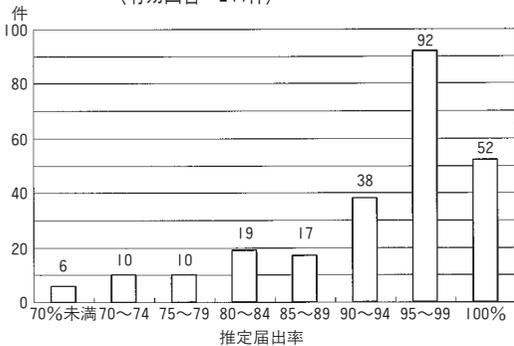
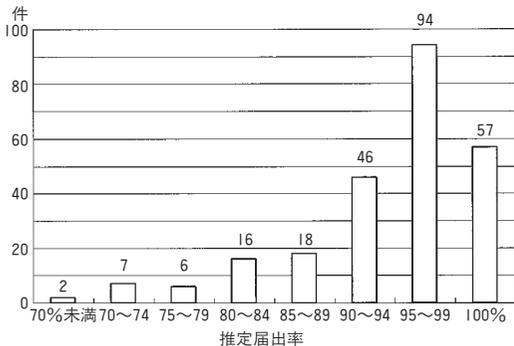


図2 保健所実務者による推定届出率 (歯科医師)
 (有効回答 246件)



薬剤師 7,409枚 (同4.2%)

4) 広報活動について (対象: 保健所, 市, 県)

回答数 367件 (か所)

① 具体的に行った広報活動 (複数回答)

1位: 広報誌への掲載 (230件)
 2位: インターネットのホームページに掲載 (198件)

3位: 関係団体に依頼 (196件)

その他10件以上の活動内容

- ・公共放送を使用 (56件)
- ・個人や医療機関へのダイレクトメール, 電話 (26件)

② 次回以降に行った方がよいと思われる広報活動

- ・全国一斉で行う, テレビや新聞への広告 (187件)

5) 保健所が行った督促の延べ回数 (対象: 保健所)

(施設または個人に督促した行為を1回とカウント)

回答数 440件 (か所)

全体 7,600回

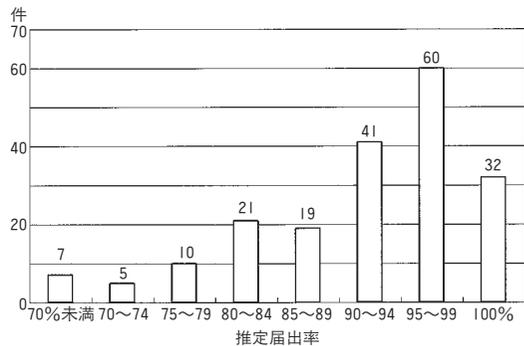
医師届出票 2,888回

歯科医師届出票 1,991回

薬剤師届出票 2,155回

(全体のみ回答した対象があるため, 医師届出票, 歯科医師届出票, 薬剤師届出票の総和が全

図3 保健所実務者による推定届出率 (薬剤師)
 (有効回答 195件)



体とは合致しない)

6) 保健所実務者による届出率の推定とその根拠(同上)

- ① 医師(図1)
- ② 歯科医師(図2)
- ③ 薬剤師(図3)

具体的な根拠の記載内容例

- ・100%＝把握対象は全員提出確認済み
- ・98%＝把握対象の中で未提出がある
- ・95%＝未就業者をすべて把握することは不可能
- ・70%＝開設届を出している診療所の同届の提出率から推測

7) 提出状況に影響する要因とその対策として考えられること(対象:保健所,市,県)

(2件以上の対象から回答があった要因のうち対策があげられていたもの)

回答数 439件(か所)

- ・要因:勤務していない有資格者(特に薬剤師)の届出義務の意識の低さ(146件)
対策:全国規模での広報活動による周知の強化
- ・要因:提出拒否。未提出でも実害がない。(118件)
対策:広報などでの周知,事実上形骸化している罰則規定の適用
- ・要因:2年に1度の届出義務を知らない有資格者が多い。(86件)
対策:大学での教育,免許の更新制度の導入,

広報活動を行うこと,免許交付時などに周知

- ・要因:調査票の問題点の存在(83件)

対策:調査票の内容の見直しや修正

(具体的には,診療科目の記載について説明文を入れる,住所,電話番号,勤務先住所等の届出義務者のプライバシーに関する項目については必要な理由等を調査票上に説明するなど)

- ・要因:12月31日現在の状況を翌月の15日までに提出となっており期間が短い。(16件)

対策:法で定められていることであり難しいが,期間を延長する。

- ・要因:医療施設の廃止などがあると提出状況に影響がある。(3件)

対策:担当係との情報交換を密にする。

- ・要因:年末年始をはさんで,配布と受領を行わなければならない。(2件)

対策:調査日を12月31日ではなく,他の時期にする。

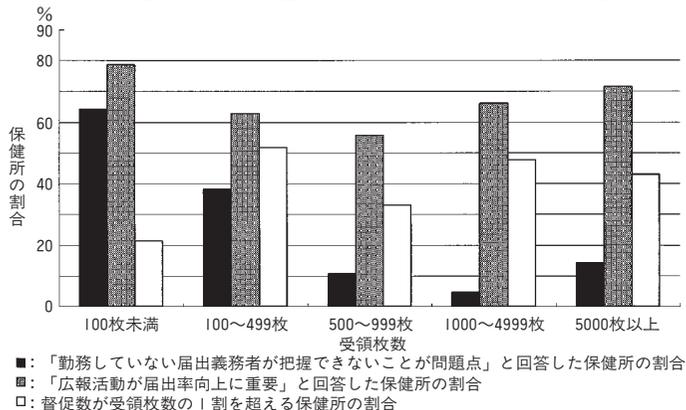
(3) 保健所が受領する調査票の総数とアンケートの回答項目との関連について

それぞれの保健所が受領する調査票の総数(医師,歯科医師,薬剤師の各調査票の合計)は30~2万枚と大きな差があるため,受領枚数とアンケートの回答内容に関連があるかどうかを検討した。三師調査の調査票の受領枚数が少ないほど「勤務していない届出義務者が把握できないことが問題点」と回答した保健所の割合は高かったが,広報活動や督促数との関連はみられなかった(図4)。

IV 考 察

まず,保健所,都道府県,市ともに有効回答率は75%以上であり,アンケートの結果の検討意義は十分あるものと考えられた。保健所設置市においては,保健所実務と保健所所管部門が実質的に同一であることが多かった。したがって,市担当者からの回答については保健所からの回答とほぼ重複した。

図4 各保健所が受領した調査票の枚数(総数)とアンケートの回答項目の相関



全体的な印象として、保健所は行政の窓口として届出義務者に最も近い部分で関与し、都道府県は調査票のとりまとめにおける中継点および保健所のバックアップをしているといえる。

本来、医師、歯科医師、薬剤師には、自発的に届出を行う義務がある。しかし、アンケート結果からは、これら有資格者には届出が必要という認識が低く、実際には行政側の窓口となっている保健所の担当者の努力によって届出が維持されている実態が明らかとなった。すなわち、有資格者が自ら調査票をとり来たり提出したりすることは稀であり、保健所実務者が、有資格者がいると思われる医療機関や企業、あるいは医師会などの関連団体に調査票を送付し、回収していた。保健所の中には、他の調査の結果から、管内の医師、歯科医師、薬剤師を把握し、調査票を配布し、未提出者には個人単位で督促をして回収しているところもあった。これは調査票回収枚数の総数が500枚未満の保健所で多くみられ、実質的に保健所が管内の医療機関等をすべて把握していることと件数が少ないために個別対応が可能ということである。しかし、都市圏をはじめ、大学病院などを抱える保健所では、管内の対象者数が1万人を超えるところもあり、医師などの異動も多いことから個人への督促が現実的でない場合も少なくない。

また、捕捉できている対象者には保健所実務者の努力によって届出が促されているが、捕捉できない対象者については対処のしようがないという認識が示された。特に解決が困難な問題点として、休職中の有資格者は捕捉できない点が挙げられており、特にこれは薬剤師において顕著であった。また、受領枚数が少なかった保健所の実務者ほど「勤務していない届出義務者が把握できないことが問題点」と認識している率が高かった。つまり、受領枚数が少ない保健所では捕捉できる届出義務者はほぼ対応済みであり、存在するかどうかさえわからない対応不可能な対象者が問題と認識されていることが顕著に表れたものと言える。

本来100%であるはずの届出率を向上させるための対策としては、自発的に届出を行うよう広

報活動をこれまで以上に積極的に行うという実務レベルの対策が各地の担当者から挙げられている。特にインターネット上のホームページ(都道府県あるいは保健所)に広報を掲載するという方策が多く見られる。また、全国的なレベルでのマスメディアを使った広報を期待する声も大きい。これらは結局、通常得られる情報では保健所が捕捉できない有資格者に対して啓発活動が必要であるということを示している。

都道府県においては、広報活動の重要性を指摘する回答は多かったものの、具体的な対象者の把握に関する問題提起は少なかった。届出率向上に関して都道府県が現状で果たしている役割は主に広報活動においてであり、保健所をバックアップしているという印象であった。

調査票の内容や書式に関する問題点の指摘については、実際に改善が可能な部分もあると考えられる。届出義務者のプライバシーに関する項目、特に電話番号について問題の指摘が多かったが、電話番号は保健所において問い合わせが必要になったときにないと困るものである。また、記載方法についての説明が不足との指摘は特に診療科目について顕著であり、調査票の表面あるいは裏面に記載されることで届出義務者も迷わず、保健所担当者も業務が軽減され、結果的に都道府県などの担当者の業務も一部改善するものと考えられる。届出率についても調査票が問題で提出しないという届出義務者が現に存在することから、このような改善も十分効果があるものと考えられる。それとともに、医師、歯科医師については、免許更新制度の導入など届出をせざるを得ないような制度面での改善も望まれている。

最終的に届出漏れを解消するためには、現状での届出漏れを正確に把握する必要がある。これは保健所や都道府県などでは不可能な作業であり、国レベルで調査結果と医籍などの突合により、具体的な届出漏れ対象者の把握を行う必要があると考えられる。

今後、三師調査についても他の調査と同様にオンラインによる届出が推進される可能性がある。本研究の結果から、現状で問題となりうる

と考えられる点について触れておく。

上記のように現状では保健所実務者によって調査票配布、受領、督促、審査、問い合わせが行われており、特に把握されている対象者に対する調査票配布と督促が届出率に及ぼす影響は非常に大きいと考えられる。今後、届出義務者が自発的に届出を行う、あるいは行わざるを得ないシステムを導入しなければ、オンライン化以後の届出率は現状さえ維持できなくなる可能性がある。短絡的な方法としては免許更新制や罰則の適用などが挙げられるが、実務レベルでの議論と検討が必要と考えられる。

なお、本研究は、平成14年度および平成15年

度厚生労働科学研究費補助金（統計情報高度利用総合研究事業）「医師・歯科医師・薬剤師調査の在り方に関する研究」（主任研究者 平成14年度近藤健文、平成15年度島田直樹）によって実施されたものである。

文 献

- 1) 小池創一, 今村知明, 山根昌子, 他. 医師・歯科医師・薬剤師調査における医師の届出率の現状と試算. 厚生指標 1994 ; 41(7) : 9-16.
- 2) 島田直樹, 近藤健文. 医師・歯科医師・薬剤師調査の個票データを使用した届出率の推計. 日本公衆衛生雑誌 2004 ; 51(2) : 117-32.

2004年 動向誌刊行のお知らせ

(税込み)

- * 国民衛生の動向.....2,200円
発売中
- * 国民の福祉の動向1,890円
発売中
- * 保険と年金の動向1,890円
発売中
- * 図説 国民衛生の動向.....1,470円
発売中

財団法人 厚生統計協会

〒106-0032 東京都港区六本木5-13-14
TEL 03-3586-3361